

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）高屋丘浜地区）を行うことについて令和7年3月27日認可した。

令和7年4月4日

香川県知事 池 田 豊 人